

法人課税 給与等の支給額が増加した場合の外形標準課税の改組

大企業
向け

中小企業
向け

1. 改正の概要

(1) 趣旨・目的

「成長と分配の好循環」を背景にして積極的な賃上げを行った企業等に対する抜本的な税制強化措置として現行制度の改組が行われる(賃上げ税制)。この改正に伴って外形標準課税についても適用要件が改正される。

(2) 内容

法人事業税(外形標準課税)の計算において、付加価値割の課税標準からの控除額が、控除対象雇用者給与等支給増加額に変更となる。(控除額については、雇用安定控除との調整に関して所要の措置が講じられる。)

項目	改正前	改正後
適用要件	新規雇用者給与等支給額 \geq 新規雇用者比較給与等支給額 \times 102%	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 \times 103%
控除額	・控除対象 新規雇用者給与等支給額 ※雇用安定控除との所要の調整あり	・控除対象 雇用者給与等支給増加額 ※雇用安定控除との所要の調整あり

2. 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用される。

3. 実務上の留意点

法人事業税(外形標準課税)の計算における付加価値割の課税標準からの控除額に対する雇用安定控除の所要の調整内容を今後確認する必要がある。